

目 次

◎会議録第1号（6月9日）議案説明

開 会	6
町長挨拶	6
開 議	6
日程第1	会議録署名議員の指名 6
日程第2	会期の決定 6
日程第3	諸般の報告 7
日程第4	報告第2号 令和7年度松前町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について 7
日程第5	報告第3号 令和7年度松前町水道事業会計予算繰越計 算書の報告について 9
日程第6	報告第4号 令和7年度松前町下水道事業会計予算繰越 計算書の報告について 11
日程第7	報告第5号 令和7事業年度松前町土地開発公社収支決 算及び令和8事業年度松前町土地開発公社 事業計画の報告について 12
日程第8	議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町税条例の一部を改正する条例（専決第 3号）） 15
日程第9	議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例（専決第4号）） 17
日程第10	議案第31号 松前町税条例の一部を改正する条例 18
日程第11	議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例 20
日程第12	議案第33号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例 21
日程第13	議案第34号 R6-8雨対第1号-1筒井地区雨水貯留 施設整備工事変更請負契約の締結について 23
日程第14	議案第35号 松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事 請負契約の締結について 24
日程第15	議案第36号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて 25

日程第16	議案第37号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………25
日程第17	議案第38号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………25
日程第18	議案第39号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第19	議案第40号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第20	議案第41号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第21	議案第42号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第22	議案第43号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第23	議案第44号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第24	議案第45号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第25	議案第46号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第26	議案第47号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第27	議案第48号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第28	議案第49号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意 を求めることについて……………26
日程第29	議案第50号	令和8年度松前町一般会計補正予算（第1号）……………33
日程第30	議案第51号	令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………33
日程第31	議案第52号	令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………33
日程第32	議案第53号	令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………34

散 会	38
-----	----

~~~~~

◎会議録第 2 号（6 月 15 日）一般質問

|              |               |
|--------------|---------------|
| 開 議          | 44            |
| 日程第 1        | 会議録署名議員の指名 44 |
| 日程第 2        | 一般質問          |
| 13 番 藤岡 緑議員  | 44            |
| 12 番 村井慶太郎議員 | 51            |
| 10 番 影岡 俊範議員 | 55            |
| 2 番 池内 邦仁議員  | 60            |
| 散 会          | 64            |

~~~~~

◎会議録第 3 号（6 月 22 日）委員長報告

開 議	68
日程第 1	会議録署名議員の指名 68
日程第 2	議案第 31 号 松前町税条例の一部を改正する条例 68
日程第 3	議案第 32 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 69
日程第 4	議案第 34 号 R 6－8 雨対第 1 号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結について 70
日程第 5	議案第 35 号 松前町第 3 分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について 71
日程第 6	議案第 50 号 令和 8 年度松前町一般会計補正予算（第 1 号） 72
日程第 7	議案第 51 号 令和 8 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 72
日程第 8	議案第 52 号 令和 8 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 72
日程第 9	議案第 53 号 令和 8 年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 72
追加日程第 1	議案第 54 号 令和 8 年度松前町一般会計補正予算（第 2 号） 78
日程第 10	議員派遣の件 81
閉 議	81

町長挨拶.....	81
閉　　会.....	82

6月9日（第1号）

令和8年第2回松前町議会定例会会議録

令和8年6月9日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松 知之	2番 池内 邦仁	3番 池田 幸子
4番 西村 元一	5番 渡部 恵美	6番 曾我部 秀司
7番 住田 英次	8番 田中 周作	9番 城村 トキ子
10番 影岡 俊範	11番 稲田 輝宏	12番 村井 慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤 博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	平 村 展 章
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	住 田 俊 哉
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	大 西 雅 弘
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	林 亮
健康課長	森内 美奈子
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	松本 聡
学校教育課長	山本 康誓
社会教育課長	渡部 直樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和 8 年第 2 回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和 8 年 6 月 9 日（火）	午前 9 時 30 分	開議
	開 会		
	町長挨拶		
	開 議		
日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	会期の決定		
日程第 3	諸般の報告		
日程第 4	報告第 2 号	令和 7 年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第 5	報告第 3 号	令和 7 年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第 6	報告第 4 号	令和 7 年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第 7	報告第 5 号	令和 7 事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和 8 事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第 8	議案第 29 号	専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第 3 号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第 9	議案第 30 号	専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第 4 号））	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第 10	議案第 31 号	松前町税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 11	議案第 32 号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 12	議案第 33 号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決

日程第13	議案第34号	R 6－8 雨対第 1 号－ 1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更 請負契約の締結について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第14	議案第35号	松前町第 3 分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結に ついて
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第15	議案第36号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第16	議案第37号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第17	議案第38号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第18	議案第39号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第19	議案第40号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第20	議案第41号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第21	議案第42号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第22	議案第43号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第23	議案第44号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ いて
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第24	議案第45号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ

		いて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第25	議案第46号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ			
		いて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第26	議案第47号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ			
		いて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第27	議案第48号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ			
		いて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第28	議案第49号	松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ			
		いて			
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決	
日程第29	議案第50号	令和8年度松前町一般会計補正予算（第1号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		
日程第30	議案第51号	令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		
日程第31	議案第52号	令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		
日程第32	議案第53号	令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）			
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）		

午前 9 時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 8 年第 2 回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和 8 年松前町議会第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、令和 8 年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、6 月 1 日からデマンドタクシーの本格運行を開始いたしました。愛称はひまわりタクシーで、車両のデザインは伊予高校芸術科の生徒の皆さんに担当していただきました。実証運行と同様に、利用者の予約に応じて運行ルートを設定する定額の乗合タクシーであり、需要に応じて時間やルートが決まるため、町内の好きな場所で利用することができます。令和 7 年に実施したデマンドタクシー実証運行では、高齢者の皆様を中心に一定の需要が確認でき、既存の公共交通では対応困難なエリアの移動を補完することができていたため、本格運行でも高齢者の皆様など移動手段の確保や地域交通を充実させることができると期待をしているところでございます。

さて、本定例会には、報告案件 4 件、専決処分の承認 2 件、条例案件 3 件、予算案件 4 件、その他議決を求めるもの16件、合わせて29件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

8 番田中周作議員、9 番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月2日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月22日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの14日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので、御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、5月21日に沖縄県うるま市議会会派かけはしの乳児用紙おむつ購入助成及び企業立地促進条例に基づく奨励措置について視察研修を受け入れました。

次に、監査委員より、令和8年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果について、収納・支払いに伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

そのほか、5月1日に議会だより129号の発行を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第2号 令和7年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第4、報告第2号令和7年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の5ページをお開きください。

報告第2号令和7年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、中村財政課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） それでは、報告第2号について補足して説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。議案書の7ページになります。

令和7年度補正予算で繰越限度額の議決をいただいた一般会計繰越明許費について、令和8年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越計算書の金額の欄は補正予算で承認された限度額となっております。

初めに、2款1項総務費の顧問弁護士設置は、訴訟の裁判が控訴審に移行し、審理が翌年度にわたるため、17万5,000円を繰り越しました。

庁舎管理は、議場設備の音響、映像設備に不具合が生じ、早急な設備更新と8年度内の更新完了に向け先行して設計業務を実施する必要性が生じたため、181万5,000円を繰り越しました。なお、3月に報告しておりました庁舎階段灯のLED改修工事は、懸念されていたLEDランプの納品遅延が解消され、予定どおり完了しましたので、繰越しはございません。

松前生活応援商品券は、国の交付金を活用し本年2月に事業化したもので、商品券の配送や使用期間の確保など事業実施期間が翌年度に及ぶため、1億7,600万円を繰り越しました。

防災対策は、松前町総合マップ津波編の更新について追加執行に係る国の交付金を活用し本年3月に事業化したもので、事業実施期間が翌年度に及ぶため、700万円を繰り越しました。

その下の3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費は、戸籍付票への旧氏及びその振り仮名記載に係るシステム改修について国の交付金を活用し本年3月に事業化したもので、事業実施期間が翌年度に及ぶため、349万8,000円を繰り越しました。

次の3款2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当は、申請期限が令和8年4月末であることから事業実施期間が翌年度に及ぶため、503万4,000円を繰り越しました。

次の4款3項上水道費の水道事業繰出金は、水道事業の浄水場整備の繰越しに伴い、3,880万円を繰り越しました。

次の7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化は、予備設計測量業務について河川管理者との協議に時間を要したため、1,236万円を繰り越しました。

一般町道整備は、町道西74号線における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切改良工事について伊予鉄道株式会社との契約に時間を要したため、9,000万円を繰り越しました。

幹線道整備は、町道東181号線道路改築工事についてPHCくいの製作に日数を要したため、4,038万6,000円を繰り越しました。

その下の4項港湾費の港湾一般管理は、松前港公有水面原状回復免除手続について愛媛県との協議に時間を要したため、600万円を繰り越しました。

その下の5項都市計画費の松前駅周辺地区都市再生整備は、義農公園再整備設計業務についてワークショップ結果を基本設計へ反映したことに伴い履行期間を延長し、また松前駅前広場整備について伊予鉄道株式会社が所有する用地取得の協議に時間を要したため、

8,441万2,000円を繰り越しました。

都市計画マスタープランの変更は、立地適正化計画の策定及び都市計画マスタープランの改定について令和8年度に予定した事業を前倒しして3月に追加執行に係る国交付金により事業化したもので、事業実施期間が翌年度に及ぶため、2,365万円を繰り越しました。

筒井地区雨水対策は、雨水貯留施設の整備について掘削時の湧水処理に時間を要したため、7億5,509万1,000円を繰り越しました。

塩屋地区雨水対策は、揚水機場の整備について水中ポンプ及び制御盤の製作に時間を要したため、2億8,703万8,000円を繰り越しました。

本村排水路改修は、地元との施工協議に時間を要したため、3,500万円を繰り越しました。

その下の6項住宅費の公営住宅等長寿命化は、町営住宅再編整備事業に係る基本構想策定等支援業務について2か年の履行期間を設定し業務完了後に一括で支払うこととしたため、また改良住宅の外壁及び屋根改修工事について施工前調査の結果による改修面積が増加し工期を延長したため、8,810万円を繰り越しました。

次の8款1項消防費の消防詰所建設は、第5分団詰所の設計業務について12月に事業化したもので、事業実施期間が翌年度に及ぶため、844万2,000円を繰り越しました。

次の9款2項小学校費の小学校営繕は、北伊予小学校の大規模改修工事設計業務について廊下棟の建て替えなど施工内容を変更し、設計範囲の大幅な見直しが生じたため、3,020万円を繰り越しました。

次の9款4項幼稚園費の松前幼稚園整備は、園児への影響を考慮した施工方法への変更や残置物の分別、搬出作業に時間を要したため、2,990万円を繰り越しました。

この結果、繰越限度額17億4,566万8,000円に対して、翌年度繰越額は17億2,290万1,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第3号 令和7年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第5、報告第3号令和7年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の9ページをお開きください。

報告第3号令和7年度松前町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、松本上下水道課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本 聡） それでは、報告第3号について補足して御説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。

令和7年度水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和8年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

上から順に御説明いたします。

1款1項建設改良費、上水道管布設等事業は9,200万円繰り越しました。内訳といたしましては、水道管の老朽化に伴う布設替え工事が2件です。

繰越しの理由といたしましては、国の未執行予算の積極的な活用の案内があったことから当該事業に係る予算措置を前倒しで3月に行ったため、当該事業予算の繰越しを行い、令和8年度で事業を行います。

次に、1款1項建設改良費、第6次拡張事業は5億232万2,000円繰り越しました。内訳といたしましては、浄水場及び水源地等の整備事業に係る工事5件です。

繰越しの主な理由といたしましては、現在改修を行っております西古泉水源地の改修工事において受注者から今年度の既済部分払い請求が行われなかったため、当該事業予算の繰越しを行い、令和8年度で精算を行います。

最後に、1款1項建設改良費、固定資産購入事業は2,500万円繰り越しました。内訳といたしましては、給水車購入に係る費用1件です。

繰越しの理由といたしましては、国の未執行予算の積極的な活用の案内があったことから当該事業に係る予算措置を前倒しで3月に行ったためです。この給水車購入につきましては、先日出札を行ったところ、車の納車に時間がかかり納期に間に合わないとの理由で入札が不調となったため、令和8年度の購入を取りやめ、再度来年度要望を行います。

なお、不執行となった交付金については、幹線管路の更新工事に係る費用に充て、事業進捗を図ることとします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第4号 令和7年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次） 日程第6、報告第4号令和7年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の13ページをお開きください。

報告第4号令和7年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、松本上下水道課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本 聡） それでは、報告第4号について補足して御説明いたします。

議案書の15ページをお願いします。

令和7年度下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和8年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

1款1項建設改良費、雨水出水浸水想定区域図作成は1,000万円繰り越しました。内訳といたしましては、雨水出水浸水想定区域図作成業務が1件です。

繰越しの理由といたしましては、補正予算により国庫補助金の内示を受けたことに伴い事業実施が可能となったため、当該事業予算の繰越しを行い、令和8年度に事業を行います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第5号 令和7事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和8事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（住田英次） 日程第7、報告第5号令和7事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和8事業年度松前町土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の17ページをお開きください。

報告第5号令和7事業年度松前町土地開発公社収支決算及び令和8事業年度松前町土地開発公社事業計画について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、大西総務課長に説明をさせます。

○議長（住田英次） 大西総務課長。

○総務課長（大西雅弘） それでは、報告第5号について補足して御説明いたします。

議案書20ページをお願いいたします。

初めに、令和7事業年度の決算について御説明いたします。

1、概要の(1)土地造成事業ですが、令和7事業年度は地権者と売買契約の締結を行いました。また、農地転用許可申請や開発許可の手続きを行い、翌事業年度となる本年4月20日に許可が下りております。なお、令和7年11月17日に地区計画の告示を行い、都市計画決定の手続きが完了しております。

次に、2、理事会の議決事項は、記載のとおり4件です。

21ページをお願いいたします。

3の役員に関する事項及び22ページ、4、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっています。

続いて、23ページからは、公社の決算状況になります。

まず、(1)収益的収入及び支出ですが、令和7事業年度の収入は、1款1項の受取利息8万2,752円で、収入合計も同額です。

次に、支出は、1款1項販売費及び一般管理費の決算額が51万6,030円で、理事会並びに幹事会の開催及び事務局の運営に係る経費です。

次の2款1項予備費の支出はありませんでしたので、収入合計は51万6,030円でした。

24ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出ですが、収入は、借入金1億1,597万円で、収入合計も同額で

す。

支出は、土地造成事業費6,343万6,058円、長期借入金償還金5,262万5,000円で、支出合計は1億1,606万1,058円でした。

次の25ページをお願いいたします。

繰越計算書になります。

先ほど説明しました工業団地建設に係る開発許可申請、立木補償、用地買収に係る費用3億7,688万4,000円を令和8事業年度に繰越ししております。

次の26ページと27ページが明細書になりますので、御参照ください。

続いて、28ページをお願いいたします。

これは損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、Ⅰ、事業収益と、Ⅱ、事業原価は該当がなく、事業総利益はありません。

次に、Ⅲ、販売費及び一般管理費は51万6,030円で、同額が事業損失になります。

Ⅳ、事業外収益は受取利息で8万2,752円、Ⅴ、事業外費用は該当がありません。

この結果、43万3,278円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、29ページをお願いいたします。

令和7事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状況を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、Ⅰ、流動資産のうち現金及び預金が6,821万8,638円、開発中土地が1億2,151万7,464円で、資産合計は1億8,973万6,102円です。

続いて、右側の負債の部です。

Ⅰ、流動負債の未払金は6,002万3,090円で、流動負債合計も同額です。

Ⅱ、固定負債は、事業資金として借り入れている長期借入金で1億1,597万円、固定負債合計も同額です。

この結果、負債合計は1億7,599万3,090円になります。

次に、資本の部です。

Ⅰ、資本金は、松前町からの出資金500万円です。

Ⅱ、準備金は、前期繰越準備金の917万6,290円に当期純損失の43万3,278円を加えた874万3,012円となり、この結果、資本合計は1,374万3,012円、負債資本合計は1億8,973万6,102円となり、左側の資産合計と額が一致いたします。

30ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書です。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金について満期日が3か月以内のものを対象としているため、Ⅵの現金及び現金同等物期末残高と先ほど御説明いたしました貸借対照表の現金及び

預金との額は一致していません。

続いて、32ページをお願いいたします。

こちらは財産目録で、公社が保有する資産と負債を整理したものです。先ほど説明いたしました貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものです。

続いて、33ページからは附属明細書で、ここまで説明した書類の参考資料となりますので、御参照ください。

次に、38ページをお願いいたします。

決算審査意見書を添付しています。

当決算につきましては、令和8年4月28日に土地開発公社の監事における監査を実施し、その後5月12日に理事会を開催して決算認定を受けております。

決算については以上になります。

次に、事業計画について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

令和8事業年度松前町土地開発公社事業計画になります。

令和8事業年度は、南黒田工業団地開発区域内において土地造成工事を行う計画となっております。完成は令和9事業年度末を予定しており、令和8事業年度に計画している事業費は7億2,030万3,000円になります。

次に、41ページをお願いいたします。

令和8事業年度松前町土地開発公社の予算になります。

第2条、収益的収入及び支出では、収入は受取利息1万円に対し、支出は販売費及び一般管理費68万9,000円と予備費の5万円で、収益的支出の合計は73万9,000円となります。

42ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出では、収入は借入金の7億1,973万1,000円で、支出は土地造成事業費の7億2,030万3,000円と予備費の100万円で、資本的支出の合計は7億2,130万3,000円となります。

第4条、債務負担行為では、南黒田工業団地造成事業について令和8事業年度から令和9事業年度までの2年間で7億6,000万円を限度額として債務負担行為を設定しております。

次に、43ページをお願いいたします。

第5条、借入金です。

令和8事業年度の借入れの目的は、土地造成事業資金に充てるため、7億7,336万7,000円を限度額として借入れを行います。借入方法については証書借入れ及び証券発行とし、借入時期は令和8事業年度中とします。利率は年5%以内とし、償還方法は借入先の融資条件によるものとしております。

45ページから46ページの予算実施計画の内容につきましては、先ほど御説明いたしました収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の明細になりますので、御参照ください。

47ページをお願いいたします。

令和8事業年度債務に関する計算書です。

内訳については次のとおりです。

令和7事業年度末までの債務額が1億1,597万円、令和8事業年度は市中銀行と土地開発基金から7億1,973万1,000円の借入を予定しており、本事業年度末の債務額は8億3,570万7,000円となる予定です。

次に、48ページをお願いいたします。

令和7事業年度松前町土地開発公社予算繰越計算書になります。

令和8事業年度へ繰り越した金額は、開発許可事務手数料の52万円、工業団地用地に当たる果樹及び特用樹の補償費150万円、用地の買収費用の3億7,486万4,000円、合計3億7,688万4,000円となります。

以上で報告第5号に係る補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第8 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第3号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第8、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例（専決第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の49ページをお開きください。

議案第29号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、松前町税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例の一部を改正する条例を専決第3号として51ページのとおりに専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるも

のです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（住田英次） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） それでは、議案第29号、専決第3号について補足して説明いたします。

議案書は51ページから改正条例を、参考資料は5ページから改正の概要を記載しております。

今回の改正は、令和8年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行される改正部分について松前町税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

それでは、参考資料に基づき、改正の概要を御説明いたします。

参考資料を御覧ください。

参考資料5ページからの主な改正の概要の表のうち、大半を占める改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。国の自動車税制の見直しにより環境性能割が廃止されたことに伴い、条例における関係規定の削除や種別割の表記をはじめとする所要の規定を一括して法律改正に合わせて整備するものです。

次に、5ページの上から4段目の第33条の改正は、対応する地方税法第313条の改正に合わせたもので、法人と個人を合わせた持ち株割合が3%以上の株主に対する配当課税について国税との整合性を図り、地方税でも源泉徴収の上で総合課税を適用し、課税の適正化を図るものです。

次に、7ページ4段目の附則第10条の2の改正は、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を規定するものです。

最後に、7ページ2段目、3段目の附則第7条の3、附則第8条、8ページ4段目の附則第16条の3から最下段の附則第20条の3に至る町民税の各種課税の特例に関する規定ですが、これらは全て、役割を終えた旧住宅ローン控除を規定していた地方税法附則第5条の4が法律から完全に削除されたことに伴い、条例内に残っていた参照条文を整理するための形式的な文言の書換えを行っています。

このほか、地方税法の一部改正に伴い、条例が引用する法令等の規定の整備等所要の改正を行っております。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日です。

また、議案書81ページから82ページの附則第2条及び第3条において、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を規定しています。

以上で議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例（専決第4号））（上程、提案  
理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第9、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の83ページをお開きください。

議案第30号について提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、松前町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第4号として85ページのとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（住田英次） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） それでは、議案第30号、専決第4号について補足して説明いた

します。

議案書は85ページから改正条例を、参考資料は11ページに改正の概要を記載しております。

今回の改正は、令和8年度税制改正によるもので、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されることから、松前町国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

議案書のほうを御覧ください。

今回の改正は、第2条では、課税限度額のうち基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引上げを行っています。

次に、第23条では、第2条の改正に伴う改正と、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について5割軽減では軽減基準額を30万5,000円から31万円に、2割軽減では軽減基準額を56万円から57万円に引き上げる改正を行っています。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行となり、令和8年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

以上で議案第30号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第31号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第31号松前町税条例の一部を改正する条例を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書87ページをお開きください。

議案第31号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、固定資産税の免税点の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 平村総務部長。

○総務部長（平村展章） それでは、議案第31号について補足して説明いたします。

議案書は87ページからになりますが、参考資料で御説明いたします。

参考資料13ページをお開きください。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、固定資産税の免税点の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

主な改正の概要を御覧ください。

改正の主なポイントは、4点となっております。

初めに、表の一番上の段、第34条の7にお示しのとおり、国の防衛力抜本強化及び東日本大震災からの復興財源確保に関して所得税法等が改正されたことに伴い、寄附金税額控除などの税額計算に係る規定の整理を行う内容となっております。

2点目は、資料13ページの下から3段目、第36条の3の3にお示しのとおり、所得税における年金機構等への扶養親族等申告書の提出が不要となる受給者の基準の引上げに伴い、所得税はかからないが住民税の各種控除を受けたいという方の手続を明確に確保するための改正を行う内容となっております。

3点目は、その下、第63条にお示しのとおり、固定資産税について、物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税が課税されない課税標準額、いわゆる免税点の見直しに伴う改正を行うものです。

4点目は、資料14ページをお願いします。

14ページの表の一番下の段になります、附則第19条の3にお示しのとおり、仮想通貨である特定暗号資産の譲渡所得等に係る法改正に伴いまして、税率と課税方式の見直しを行う内容となっております。

以上の4点が主な改正のポイントとなっております。

このほか、引用する法令の条文整理など所要の規定整備を行っております。

本条例の施行日は令和9年1月1日とし、固定資産税の免税点など法改正で別途規定さ

れるものにつきましては、それぞれ定める日とします。

以上で議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第31号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第32号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書99ページをお開きください。

議案第32号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額を定めるため及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 平村総務部長。

○総務部長（平村展章） それでは、議案第32号について補足して御説明いたします。

議案書99ページからになりますが、参考資料で御説明いたします。

参考資料15ページをお開きください。

今回の改正は、国において創設されました子ども・子育て支援金制度に伴います国民健康保険税への対応と本町における国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものとなっております。

改正の概要を御覧ください。

本条例は、本町の国民健康保険財政の現状と医療費の動向、そして先ほども申し上げま

した令和8年度から新たに設けられました子ども・子育て支援金制度を踏まえ、課税額の欄にお示しのとおり、国民健康保険の被保険者に係る各区分の税率及び税額について改正前から改正後の税率等に改める内容となっております。具体的には、加入者の皆様の負担に配慮し、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の全ての所得割率を引き下げるほか、財政基盤の安定と世帯間の負担バランスを適正化するため、それぞれの均等割額及び平等割額を引き上げる内容となっております。

次に、参考資料16ページをお開きください。

16ページ中段より少し上を御覧ください。

第23条に基づき減額する欄にお示しのとおり、低所得者及び子育て世帯に対する軽減措置を拡充しております。具体的には、資料16ページから17ページの(1)7割軽減、(2)5割軽減、(3)2割軽減の各区分の税額を改正後の額に改める内容となっております。

また、資料18ページにお示しのとおり、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る軽減措置を継続するほか、18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援金分の均等割額について全額免除とする規定を新たに設ける内容となっております。

次に、資料18ページの一番下の段を御覧ください。

この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和8年度分以降の国民健康保険税について適用し、令和7年度分以前の国民健康保険税については従前の例によるものといたします。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第32号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第33号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第12、議案第33号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書125ページをお開きください。

議案第33号について提案理由を申し上げます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律により、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が改正されることに伴い、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書で印鑑登録証明書の交付を申請することができるようになるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 平村総務部長。

○総務部長（平村展章） それでは、議案第33号について補足して御説明いたします。

議案書は125ページからになりますが、こちらも参考資料で御説明いたします。

参考資料19ページをお開きください。

1、改正理由を御覧ください。

本条例は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律により、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が改正されることに伴い、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書で印鑑登録証明書の交付を申請することができるようになるため、所要の改正を行うものです。

次に、2、改正の概要を御覧ください。

今回の改正法により印鑑登録証明書の交付の申請が可能となる特定在留カード及び特定特別永住者証明書の2つのカードについて、交付の規定に追加するものとなっております。

次に、3、施行日を御覧ください。

施行日は、改正法の施行日である6月14日としております。

以上で議案第33号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第13 議案第34号 R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更  
請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第13、議案第34号 R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の127ページをお開きください。

議案第34号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、大政まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼いたします。

それでは、議案第34号 R 6－8 雨対第1号－1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結について補足説明させていただきます。

議案書は127ページですが、参考資料にて御説明させていただきます。

参考資料21ページをお開きください。

工事請負業者は、フジタ・愛媛シールド工業・井戸熊建設特定建設工事共同企業体です。

変更内容は、変更前契約金額の19億7,806万6,500円から1,078万円の減額とし、変更後契約金額19億6,728万6,500円とするものです。

参考資料23ページをお開きください。

減額となる水路改修工の廃工箇所を示しております。

続きまして、24ページをお開きください。

水路改修箇所の現地状況となっております。水路左岸側の側壁について僅かに傾きが生

じており、安全確保のため切りばりを設置し、転倒防止措置を講じております。この水路壁の傾きが危険なため水路改修を行う予定でしたが、水路改修工の一部区間において施工機械の設置スペースが確保できないことから、現行設計の施工方法による施工が困難であることが判明いたしました。設計変更には相当の日数を要し、工期内の完成が困難であるため、当該水路の改修工を廃工とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第34号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第35号 松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第35号松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書129ページをお開きください。

議案第35号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、田中会計課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 田中会計課長。

○会計課長（田中俊臣） 失礼します。

議案第35号について補足して説明をさせていただきます。

議案書は129ページ、参考資料は25ページを御覧ください。

参考資料で御説明いたします。

工事名は松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事で、施工場所は大字浜、入札日は令和8年4月23日、工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、そしてその翌日を着工日としまして、完成は令和9年2月26日の予定としております。請負金額は8,192万8,000円で、工事請負業者は株式会社三洋建設です。

参考資料27ページが配置図、28ページが詰所の平面図、29ページが立面図、そして30ページが物置の平面図と立面図でございます。

参考資料31ページを御覧ください。

入札参加者は、株式会社三洋建設とまさき建設株式会社の2者でございます。入札方法は、低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。入札の結果、予定価格7,645万8,880円に対しまして、株式会社三洋建設が最も低い7,448万円の価格で応札しましたので、株式会社三洋建設を落札者として、税込み価格8,192万8,000円で仮契約を行っております。なお、落札率は97.4%となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第35号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第15 議案第36号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第37号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第38号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ

いて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第39号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第40号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第20 議案第41号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第21 議案第42号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第22 議案第43号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第23 議案第44号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第24 議案第45号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第25 議案第46号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第26 議案第47号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第27 議案第48号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第28 議案第49号 松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第15、議案第36号松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第28、議案第49号松前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書131ページをお開きください。

議案第36号から議案第49号までについて一括して提案理由を申し上げます。

松前町農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、委員の任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

内容につきましては、大塚産業課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） それでは、議案第36号から議案第49号までについて補足して御説明いたします。

議案書の131ページをお願いいたします。

以降、議案ごとに住所、氏名、生年月日の順で御説明いたします。

議案第36号、伊予郡松前町大字南黒田181番地、久保龍彦、昭和28年10月20日。

議案書133ページをお願いいたします。

議案第37号、伊予郡松前町大字筒井81番地3、古川理枝子、昭和52年1月14日。

議案書135ページをお願いします。

議案第38号、伊予郡松前町大字徳丸376番地、八束光男、昭和32年12月3日。

議案書137ページをお願いいたします。

議案第39号、伊予郡松前町大字中川原285番地3、本田啓三、昭和27年3月7日。

議案書139ページをお願いします。

議案第40号、伊予郡松前町大字出作757番地1、秋山和恵、昭和39年6月4日。

議案書141ページをお願いいたします。

議案第41号、伊予郡松前町大字鶴吉1017番地1、池内直人、昭和35年4月10日。

議案書143ページをお願いいたします。

議案第42号、伊予郡松前町大字鶴吉92番地2、済川誠、昭和27年7月17日。

議案書145ページをお願いいたします。

議案第43号、伊予郡松前町大字横田67番地5、篠崎保、昭和27年12月9日。

議案書147ページをお願いいたします。

議案第44号、伊予郡松前町大字永田475番地、渡部一幸、昭和33年4月8日。

議案書149ページをお願いいたします。

議案第45号、伊予郡松前町大字大間216番地、伊賀上典久、昭和27年3月5日。

議案書151ページをお願いいたします。

議案第46号、伊予郡松前町大字恵久美253番地5、大政浩史、昭和35年8月2日。

議案書153ページをお願いいたします。

議案第47号、伊予郡松前町大字昌農内174番地、重川鐵、昭和20年2月9日。

議案書155ページをお願いいたします。

議案第48号、伊予郡松前町大字北川原1496番地、戎森基晴、昭和30年9月21日。

議案書157ページをお願いいたします。

議案第49号、伊予郡松前町大字北川原20番地4、大川誠、昭和38年1月24日。

なお、参考資料33ページから37ページに候補者の経歴等を記載しておりますので、別途



御確認をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第36号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今後ですよ、この参考資料がありますよね、ちょっと悪いんやけど、お手数なんやけど、新規参入の方と何期目というんかな、何期しとるかとかという、そういうようなところも添えて書いていただくと分かりやすいんですけど、どんなですか。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） 失礼します。

参考資料については、次期、次の改選以降からまた村井議員さんの要望に応えられるような形にして御提出したいと思います。

以上です。

（12番村井慶太郎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（住田英次） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

議案第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

議案第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は同意することに決定しました。

議案第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は同意することに決定しました。

議案第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

議案第43号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は同意することに決定しました。

議案第44号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第44号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は同意することに決定しました。

議案第45号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

議案第47号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は同意することに決定しました。

議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は同意することに決定しました。

~~~~~

日程第29 議案第50号 令和8年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第30 議案第51号 令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第31 議案第52号 令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) (上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第32 議案第53号 令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号) (上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(住田英次) 日程第29、議案第50号令和8年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第30、議案第51号令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第31、議案第52号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第32、議案第53号令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 補正予算の議案書3ページをお開きください。

議案第50号から議案第53号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、議会の議決を求めるものです。

議案書の5ページをお開きください。

議案第50号令和8年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,879万6,000円を追加し、総額を141億6,616万5,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項につきましては参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料の39ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、町民の交流を促進しコミュニティ活動の活性化を図るため、地域のコミュニティ活動に必要な備品整備に対して助成を行います。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりです。

医療機関が行う子ども医療、独り親医療、重度心身障がい医療の資格をマイナンバーカードで確認できるようにするため、公費医療費助成オンライン資格確認に係るシステム改修を実施します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、昨年度小中学校の振興のための寄附金を頂いたことから、その寄附金を活用して児童生徒の学習環境を充実させるために必要な備品を購入するほか、教育上特別な配慮を要する子どもに適切な支援及び合理的配慮を行うため、発達検査キットを購入します。

また、不登校児童生徒の支援教室、子ども、保護者の相談窓口、子どもの居場所などを確保するため、教育支援センターの整備工事を実施します。

また、生涯学習の推進のため、まさきエンタメフェスタの実行委員会に対し、昨年度に

引き続き開催に係る費用の一部を補助します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業の振興のため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に必要な農業用機械を導入する事業に対し、補助金を交付します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、洪水や排水不良などの水害の防止を図るため、新たに設置した塩屋排水ポンプの電気代を計上するほか、本村地区の排水路改修工事を行います。

また、市街地の整備のため、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて必要となる経費を追加計上するほか、一括発注方式により義農公園を整備するための実施設計を行います。

また、交通空白地域の解消及び持続可能な公共交通体制の構築を目指すため、コミュニティバスルートの現況調査及びルート再編案の検討に要する費用、コミュニティバスの車両の調達及び運行を委託するための費用を計上します。

また、老朽化が進む橋梁について予防保全型の維持管理を行い、トータルコストの縮減と長寿命化を図るため、橋梁の点検、修繕設計を実施いたします。

また、南黒田工業団地の整備を推進するため、アクセス道路となる町道東181号線の整備を行います。

そのほか、人事異動に伴う人件費の補正、不具合が生じている議場の音響、映像設備の改修工事を実施します。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が3億8,209万8,000円の増、一般財源が9,669万8,000円の増となっております。

続きまして、補正予算の議案書の35ページをお開きください。

議案第51号令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万1,000円を追加し、総額を30億2,379万5,000円とするものです。

続きまして、補正予算の議案書の51ページ、お開きください。

議案第52号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万3,000円を減額し、総額を7億980万円とするものです。

続きまして、補正予算の議案書の65ページをお開きください。

議案第53号令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054万4,000円を追加し、総額を31億7,442万6,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、総額を1,685万4,000円とするものでございます。

以上が各会計の補正予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第50号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 補正の中にこのコミュニティバスの運行についてお聞きしたいんですけど、今現在、これはプロポーザルが終わったところですかね。6月頃、委託契約するということなんやけど、ちょっとお聞きしたいんですけどね、2点ほど。

これ令和9年1月からということなんやけど、期限はどれぐらいなのかということ、もういっちょ、このプロポーザルに参加された業者は何者ぐらいあって、そのプロポーザルを決めた人数ですよ、決定された人数はどれぐらいおるんかということをお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） コミュニティバス再編業務委託に係る業者委託の選定についてお答えをいたします。

まず、今回の再編の運行业務委託に係るプロポーザルにつきましては、2者手を挙げていただきました。しかしながら、1者が昨今の物価高等を理由に辞退をいたしまして、1者に対して審査を行ったところでございます。

もう一点、その審査に関わった数、職員数ということでございますが、3名で審査を行って決定をいたしております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） プロポーザルに参加された業者が1者。1者しかおらんということなんやけど、松前町だけやない、どこもやけど、こういうプロポーザル制度というんは大体ブラックボックスに囲まれてですね、ちょっと斜めから見るような人は、それはおまえ業者が決まっとるけんプロポーザルするんじゃがというような、斜めから見るような人もおるんやけど、松前町、入札でも何でもやけど、1者なんかやったら入札にならんのよね。これをプロポーザルで、もうそこしかおらんのにそこに決定されるんですか。

それと、決定はまだなんやろうけど、プロポーザルして6月頃に委託契約するんやけん、まだこれから契約するかどうか分らんやけん、前の何やったかな、社会教育課みたいに、公募がないんやったらもう一遍公募したらどうなんですか。民営化のやつで、TTPかPPPか何か知らん、そのやつは公募がなかったんで、1年たってもう一遍公募やり直すんじゃということなんやけど、これも公募がないんでしょう、1者しか。もうここありきで進んでいくような事業じゃなくってね、そういうふうなうわさを払拭するが

ためにも、もう一遍公募してですね何者か寄せ集めてプロポーザルされたほうがそういう
うわさが払拭できるのかなというところなんやけど、ここらはどんなんですか。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） 今回、企画提案の段階では2者に提案をいただきまして、結果
として1者になったということでございます。したがって、この1者に決定するわけ
ではなくて、優先事業者を決定したというまだ段階でございますので、契約には至ってな
いような状況でございます。手続的には特に問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 2者おって、1者が辞退したわけでしょう。ほんなら、実質
1者でしょう。確かに、2者はおったよ、2者おったけど辞退したんやけん、結局1者で
しょう。そんないえのええようなこと言わんと、1者しか公募してないということでしょう。
辞退したんじゃけん。もうその時点で1者に決定なんよね。そうすると、いろんなう
わさがあるんで、僕は、公正公平な立場で行政っちゅうんはそうやっていかないかんのか
なと。1者でそこにどん決まりですみたいなんは、ちょっといかがかなと。

それと、期間は聞いてないんやけど、これ1者に決まったら、それが半永久的にするん
なら、なおのこと慎重に決定していかなあかんと思うんですよ。今までは伊予鉄さんが
してくれよったんやけど、どこになるか僕らも分からんのやけど、もうちょっと公平公
正、それとそういうふうなうわさが立たんようなやり方をやっていただきたい。特に、こ
ういうふうな事業でしょう。もう必ず言う、みんながあそこありきでやったんじゃという
て。そういう方も一定おられるんで、そういうふうなうわさを払拭するがためにも公平公
正にやっていただきたい。

これ3回目やけん、私はもうこれで質問を終わらせてもろて、あと期間だけ教えてくだ
さいや。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） 先ほどの質疑に対して、1点漏れていたことをおわび申し上げ
ます。

今回の委託業務契約につきましては、あくまでもルート再編とD Xの導入支援業務とい
うことございまして、委託契約期間につきましては2月26日までとしております。

以上でございます。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第50号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第51号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第52号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第53号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 城 村 ト キ 子

6月15日（第2号）

令和8年第2回松前町議会定例会会議録

令和8年6月15日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	平 村 展 章
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	住 田 俊 哉
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	大 西 雅 弘
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	林 亮
健康課長	森内 美奈子
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	松本 聡
学校教育課長	山本 康誓
社会教育課長	渡部 直樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和 8 年第 2 回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 2

令和 8 年 6 月 15 日（月）

午前 9 時 30 分

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（提出順位）

午前 9 時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

10番影岡俊範議員、11番稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第 2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。私の一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、選挙についてということでお尋ねいたします。

投票率アップのために、住民が利用しやすい期日前投票所の設置の検討をということで、来年、令和 9 年ですけど、の夏には、予定どおりなら松前町議会議員選挙が行われます。前回の選挙後、すぐに一般質問で私は次の 2 つのことについてお聞きいたしました。

1 つは、選挙公報の配布時期の問題、そして 2 つ目は、期日前投票場所を多くの人が利用できるショッピングセンターなどへの設置ということでお尋ねいたしました。

そのときの回答として、1 番目は情報収集、印刷や広報までの時間がどうしても物理的に今の法律では告示日に同時に配布はできませんというお答えでした。

その件はよく分かりましたので、これは町議会だけの問題ではないので、これについては法律とかそういうことについてのことがございますので、特にこの 2 番目について、そのときのお答えが、条件、状況が整えば可能であるという含みを持たせたようなお答えだったので、今後検討したいというお答えでしたという答弁だったんです。

そこで、特にこの 2 番目についてお尋ねしたいと思いますが、あれから 2 年半以上経過しておりますが、まだ明確な回答はいただいております。私、先日の松山市の市議会選挙でもフジグランとか高島屋などで期日前投票が行われていますし、しかもその投票券が

なくても本人確認が取ればそこで投票ができる、こういう利便性が有権者に対して選挙行動を促すことになるのではないかと思います。私たちの町にもこの庁舎のすぐ近くに大きなショッピングセンターがございます。住民の利便性や最近の期日前投票率の高さを考えれば、ぜひ前向きに検討していただきたい課題だと思います。

今後予定される国政選挙や県議会選挙などにも間に合えばと思いますが、町の考えをお伺いいたします。1つ目の質問です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大西選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大西雅弘） それでは、選挙についてお答えします。

議員御提案の商業施設等への期日前投票所の設置につきましては、投票率向上や有権者の利便性の観点から重要な課題であると認識しております。このため、前回御質問をいただいた以降、選挙管理委員会において調査研究を行い、令和6年1月には商業施設に期日前投票所を設置している松山市及び久万高原町を視察し、複数投票所運営における現状や課題について確認しております。

調査の結果、商業施設への期日前投票所設置には、投票の秘密の保持や秩序の確保に加え、選挙人名簿の照合のための安全かつ安定した通信環境の整備、投票管理者や立会人を含む人員確保など、多くの課題があることを確認しております。

また、仮にエミフルMASAKIに設置する場合には、選挙期間中に長期間会場を確保する必要があることに加え、営業時間外の出入口管理や警備体制の確保も必要となります。

さらに、本町では現在、役場1か所で期日前投票所を実施しておりますが、投票所間の情報連携が不要であることから、情報漏えいや二重投票のリスクを最小限に抑えることができるとともに、運営経費や人的負担についても効率的な体制となっております。

一方で、本町の期日前投票率は増加傾向にあり、直近の衆議院議員総選挙では31.14%となっており、商業施設に期日前投票所を設置している県内他市と比較しても高い水準となっております。

これは、松前町役場が町の中心部に位置し、大型商業施設にも近く、十分な駐車場を備えていること、また本町が県内でも面積の小さい自治体であり、住民の皆様にとってアクセスしやすい環境であることも一因であると考えております。

こうした状況を踏まえますと、現時点では新たな期日前投票所を設置するための人的、財政的負担に見合う効果を見込むことは難しいと考えております。

しかしながら、有権者の利便性向上や投票機会の確保は重要でありますので、今後も他自治体の取組や技術動向などを注視しながら、より良い投票環境の在り方について研究してまいります。

以上になります。

○議長（住田英次） 13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 残念ながらちょっと後ろ向きな回答ということになると思うんですが、おっしゃることもよく分かるんですけども、そういうマイナスになる面、安全性だとかそういう本人確認とかそういったことで、また二重投票とかそういったことへのリスクに対してのことと、松前町がコンパクトなところで1か所集中で、これはこれでいいのではないかという考え方だと思うんですが、一方有権者の側からすれば、やはり残念ながら選挙っていうものを絶対行かなきゃいけないっていう気持ちとかそういうもので本当に有権者になってるかと。

例えば、お買物とか、ついでという言い方はおかしいんですけども、そういったものをやりながら、今日は選挙の日には行けないけど、ここでできるんだったらっていうことで結構そこで投票ができるということと、それから私はやっぱり庁舎に非常に近いところであるし、庁舎のところに期日前投票に行かれる方なんかも、やはりちょっと庁舎に足を運んで2階に上がっていくっていうことについての、やはりショッピングセンターで投票することよりはだいぶハードルが高いということとか、そういうことを実際に有権者の方からもお聞きしますので、これはもうぜひ松前町、皆さんやはり松山市と同じように、やはりそういう利便性といったことについては非常に高い関心を持っておられると思いますので、非常にDXとかいろんなことで、非常にこうAIとかいろいろ別の意味でも非常に発展してる中で、何かとてもまだまだかなというイメージがありますので、最後のところの回答に今後の課題というふうなことで考えておられるようですけど、これからまた選挙が次から次へと行われていくわけで、そういった中で、ぜひともこれを何とかできないのか、皆さんの投票率を上げるための一つの利便性という面で、ぜひ私はこれを進めていただきたいなということを考えておりますが、再度、もしよければ町長、お考えをよかったですらお願いしたいですが。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 藤岡議員の質問に対して回答いたします。

御提案のほう、まずありがとうございます。私自身も選挙を経験して、投票率というのは特に気にはしているところでございます。

ただ、選挙の管理委員会書記長からも答弁がありましたけども、うちの町、松前町っていうのは本当に非常にコンパクトで、例えば、エミフルMASAKIに期日前投票所を設置したとして、ここの近さがちょっとネックになってくるのかなと思ってます。

あともう一つ、この期日前投票所と併せて考えなきゃいけない、前も多分御質問いただいたかと思うんですけども、中心部に期日前を構えることも重要なんですけども、やっぱり投票率を見てると、高齢者の方々は皆さん高い、若い世代ほど低いということで、この

エミフルと松前町役場の近さであれば、多分若い世代の方はここに入りづらいという壁をまず低くすることが重要なと思ってます。

その一方で、高齢者の皆様はだんだん車の免許を返納したりですとか足がなくなりつつある方も増えてます。ということは、高齢者の皆様に対しては、期日前投票所を町の中心部に据えるというよりも、移動投票所などを充実させていくということも大切になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

期日前投票所、もちろん増やせたらいいと思うんですけども、先ほど申し上げたとおり、リスクの面と、あとはここ松前町役場とエミフルが近過ぎるというところで、あと商業施設ですので、長期間借りることがなかなか難しいという事情がございます。期日前投票所に関してもそうですが、全体の投票率を上げるためには、まず選挙というものの、そして町政に関心を持っていただくことが何よりも重要だと思います。

これからも議員の皆さんと、議会報告会であるとか子ども議会を通じていろんな方々に議会というものの、行政というものに興味を持っていただくことも、投票所と併せて重要なことかと思っております。今後とも建設的な議論を重ねていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 先ほどの、松前町がコンパクトであるからショッピングセンターと庁舎が非常に近いということなんですけど、その近さよりも、若い方々とかそこを利用する方々にとって利便性という意味においたら、近さよりもそのときにわざわざ投票券を持っていけないといけなくても行けるという、その利便性が私は非常に重要なところを言ったわけでございまして、年配の高齢者の方で足が遠のいていていらっしゃる方は無理してでも頑張って投票率を上げてらっしゃるわけですから、そういった投票したい気持ちをやっぱりさらに上げていくためには、今おっしゃったように庁舎とは遠いところでも皆さんが行きやすいところの投票所っていうのも必要なというのは、それは私もあれなんですけれども、ただそうなってくると本人確認、二重投票とか、そういったこのリスクの問題がまた出てくるということで、非常に難しい点もあるのかなと思いますが、そういったところも今後またいろいろ乗り越えて研究していただければなというふうに思います。

それともう一つ、私は思うんですけども、先ほど町長が言われましたように、選挙の重要性ということ、町のことについて皆がもっと真剣にいろいろなことを考える、自分たちの選挙だということを考えるために、やっぱり主権者教育は必ず必要なということで、これもやはり同時に進めていっていただきたいなというふうに、これは前から思っていることなんですけれども、まずは利便性、そして皆さん自身の自主性とかそういったものを促すためにも、時間をかけて主権者教育をしっかりとやっていただけたら、さらに

プラスになるのかなということで、投票率アップにもつながっていくかなというふうに私は考えますので、また今後研究をしていただいて、この問題について、次回の選挙にはどうも間に合いそうにないので、ちょっと残念ではあるんですけども、さらに研究を進めたいというふうに考えております。

それでは続きまして、2つ目の質問に替えさせていただきます。

中学校の部活動ということと、その安全性ということで質問させていただきます。

部活動の地域展開で、休日の活動や遠征における移動中の安全性確保ということで、御存じのとおり、福島県の磐越道で21人の方の死傷のバス事故がございました。それで、文科省は部活動の安全性、安全確保ということの検討の通知を各関係教育委員会に出しました。

この事例は、もちろん高校の部活動の長距離遠征の中の事故ではありましたが、中学生のスポーツや文化活動を、学校だけでなく地域クラブが担う形に広げていく流れの中で、休日の活動や遠征も地域クラブ主導で行う方向になっていくのではないのでしょうか。多くの自治体や教育委員会は、遠征時の移動手段として公共交通機関を原則とする方向を強めておりますが、地域クラブになっても自治体のガイドラインに沿って同様の方針を取るケースが増えてくるのではないのでしょうか。

実際に事故のあった東北・中越地域など、遠征距離が長い、また強豪校などが移動の安全・安心を確保するために、そのガイドライン等を見直しを進めていくということで、先日また新聞にも見直しの方向ということで、県下でも多くの自治体がそれに向かっているというふうな新聞記事もございました。

実際に事故のあった東北・中越地域など、距離が長いとか、そのガイドラインを見直しを進めていく動きが見られますけれども、保護者としても子どもたちの活動の安全管理方針の確認という、これがどういったところがやっているのかなということの確認先を明確にしてもらいたいと考えていくでしょう。そうすると、子どもたちの安心・安全のためにも、これを機会に、再度地域展開以後の部活動の遠征時の移動ルール、ガイドラインと申しますか、を明確にすべきではないのでしょうか。町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 中学校の部活動とその安全性についてお答えします。

令和8年5月に福島県磐越自動車道で発生した部活動遠征中のバス事故は、多くの生徒や関係者が負傷し、大変痛ましいものでした。お亡くなりになった方の御冥福と、けがをされた方々の一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

この事故は、部活動や地域クラブ活動における安全管理の重要性を社会全体に改めて認識させる契機となりました。

この事案を受け、文部科学省及び愛媛県教育委員会からは、遠征時の移動を含め部活動における安全確保の徹底や危機管理体制の見直しについて、教育委員会宛てに通知が出されております。

本町におきましても、これらの通知を踏まえ、学校の部活動における遠征時等の移動については、生徒の安全を最優先とし、公共交通機関や認可を受けた貸切りバス、タクシー等の利用を原則としております。保護者の車両を利用する場合には、任意保険の加入状況を確認し、保護者の同意を必ず得ることとしており、教員の自家用車への同乗は原則行っておりません。

また、校長会においても、契約方法や保護者への説明、緊急時の連絡体制、危機管理マニュアルの点検、見直しなどについて協議を進め、文部科学省が求める安全管理の徹底を図ってまいります。

休日の部活動については、令和11年度からの地域クラブ活動への展開を目指し、現在、町教育委員会による地域クラブの認定制度の整備を進めています。そのため、議員御指摘のとおり、休日の大会参加や遠征については、地域クラブが主体になって実施するケースが増えていくと考えられます。

地域クラブは運営主体による活動となるため、活動中の管理責任は運営主体が負いますが、地域クラブ活動においても子どもたちの安全確保が最優先であることに変わりはありません。町教育委員会としても、認定条件や運営基準の中で移動手段の在り方など安全管理体制を確認し、学校部活動と同等の安全管理体制を確保してまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 安全確認ということで、今は過渡期だと思いますので、いろいろな方法、いろんな考え方で、まずは子どもたちの安心・安全を確保していくということで進めていってもらうと思うんですが、本当にこの事故、痛ましいものではありませんけれども、改めて子どもたちの移動手段、あるいはその安全性、ひいてはクラブ活動の在り方そのものについても考え直す、そういう契機になったんではないかと思います。

そのことによって、関連していろいろな新聞記事等も出ておりますので、私もちょっとその中で、見ておりました中で、ちょっと御回答の中にも入っているんですけども、地域クラブというものがだんだんと主体となっていくという流れの中で、先日の愛媛新聞の記事からなんですけど、中学校の部活動のスポーツ団体に委ねる地域展開、今までは地域移行って言うんですけど、何か言葉が地域展開というふうになったみたいで、地域展開の受皿づくりに向けて、例えばうちの近くで言えば、東温市の職員さんなんかがお二人で社団法人を設立し、行政サービスには手が届きにくい、そういった民間企業さんと、採算ベースが合わないような、そんな隙間を解消していくような取組もされていると書いてご

ざいました。

また、伊予市のほうでもクラブ活動のモデル事業ということで、サッカーとバスケットボールの2競技ということで特化はしているんですけども、休日を、29年度後半には平日の部活動をもう廃止していこうというような動きがあったりとか、安全性も大事だけれども、強く、長く、そして子どもたちが部活動をやっていくって、これだけ少子化になってくると本当に部活動そのものを維持させていくこと自体が、安全性はもとよりそういったものもまだなかなか難しい状態であるということで、それに対していろいろな方法、手段を考えていかなければならないということを、あちこちのそういうような自治体の取組が出ているんですが、松前町としてはそういったことに対する環境づくりの手助けということで何かお考えがございましたら関連してお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 地域クラブへの展開というのは、非常に多くの課題があつてなかなか進んでいないのが現状でございますが、松前町におきましては、子どもたちの活動場所をできるだけ確保するというので、町内の3中学校の部活動には、基本的には町内の中学生は全て入れるという形を昨年度から本格的に採り始めました。拠点校部活動方式という形ですけども、例えば野球部は今、3中学校、岡田中学校にはありません。北伊予中も松前中も人数が厳しい状況なので、場合によったら廃部ということも考えられるんですが、それを現在は松前中学校を拠点校として、町内の中学生であれば誰でも希望すれば松前中学校の野球部で活動ができるというような形を採って、活動の場を減らさないようにする方法を現在採っております。

それに加えて、今回答しました中にありましたが、休日の地域クラブを運営してくれる方、それからまた主体者、どこが運営していくのかということも今検討をして、認定基準を決めて、誰が運営をしてもらえるのか、経費はどうするのかということを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今後の方針として、いろいろな時代のニーズに合わせて、教育委員会としても子どもたちの安心・安全、そしてそういう持続性のあるものについても考えていただいている、その方針とか考え方は非常に私も応援したいと思いますし、期待もいたしております。

ちょっと先ほどの話に戻るんですが、要するに松前町としては交通はもう公共交通機関を原則とし、そして近いところは子どもたちが自転車で移動しているというような中で、遠いところについては、なるべく保護者の方の、ほかの子どもさんの同乗というようなことなんかも、なるべくそれは原則としてしないようにというようなことも、それがガイド

ラインかなというふう思うんですけども、その辺をちょっとさらに保護者の方々にも明確に伝わるように、何か形として、これがこういう今現在のガイドラインですよというようにことを保護者の方々に対して流すといったらおかしいですけど、周知徹底していただけるような方向性というか、そういう取組をされているのか、そこはいかがでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 先ほど申しましたガイドライン等につきましては、議員さん御指摘のように、明確に文書としては出しておりません。

今回の通知で、国や県からも公共機関を原則、それから営業許可を受けた貸切りバス、タクシー等を使うということを原則とするというのは各学校にも通知しておりますけれども、それ以外のことについては、細かいところは文書としては出してなくて、口頭でという形になっておりますので、校長会あたりでそのあたりを検討をして、明確に文書にしたほうがいいのか、そのあたりも検討はしていきたいと思います。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 私は、やはり文書化して、ある程度その骨子を明確にさせていただいたほうが、受け止め方によってこうでこういう考えですよってということになると、保護者の方々の受け止め方によっていろいろ解釈もなってきて、それがちょっとガイドラインがぼやけてしまうというような形になりますので、それは今のガイドラインとしてはこういう形をとということはある程度進めていただきながら、それもある程度文書化して、校長会等でもんでいただいて、しっかりとしたものを出していただければなというふうに考えております。

私の一般質問はこれにて終わりといたします。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 12番村井慶太郎です。今から一般質問を行いたいと思いますが、今回は1点のみ、子ども議会、女性議会、模擬議会、ちょっと今の時代ですから、言葉を考えて一応模擬議会とはなってますが、高齢者議会みたいなものをつくってほしいんで、質問をさせていただきます。

現在、子ども議会を議会主体で開催しているが、子ども議会では対象者が限られています。今後、毎年でなくとも、女性や高齢者等の多様な方から声を聞く場を設けることは重要であると考えております。

なお、他市町では、子ども議会や女性議会、模擬議会等を行政主体で開催しているところがほとんどであります。

子ども議会は子どもたちへ主権者教育の一環となる。女性議会は女性の町政参加の推進

や女性視点での提案を聞くことができます。また、高齢者等の多様な方が参加した模擬議会からは福祉や生活に密着した課題、問題への提案を聞くことができる。いずれも松前町のまちづくりに生かすことができるものであるかなと考えております。

このように、子ども議会や女性議会、模擬議会等は、町政に多様な町民の声を反映させ、町民参加のまちづくりと地域の発展に寄与するものと考えております。そこで今後、子ども議会や女性議会、模擬議会等を行政主体で開催する考えはないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 子ども議会、女性議会、模擬議会についてお答えをします。

まず、子ども議会につきましては、次世代を担う子どもたちが議会や行政への理解を深め、自分たちの暮らす町について考える貴重な機会であり、主権者教育の一環としても大変意義のある取組であります。本町においても、議会主体で実施いただいておりますことに敬意を表するものであります。

議員御指摘のとおり、女性や高齢者の皆様をはじめ多様な立場の方々の声をまちづくりに生かしていくことは、非常に重要であると認識をしております。その上で、開催主体の考え方について申し上げたいと思います。

厳密に申し上げれば、議会は町長部局のような執行機関ではありません。しかし一方で、議会は住民の皆様から直接選ばれた議員で構成される議決機関であり、町民の皆様の声を町政に反映させる重要な住民代表機関でございます。

したがって、子ども議会、女性議会、模擬議会のように、議場を活用し、議会形式で多様な町民の皆様の声を聞く取組につきましては、議会の主体性の下で実施されることに大きな意義があるものと考えております。町長部局と議会は、町政を進める上で車の両輪であり、それぞれの役割を尊重しながら連携していくことが重要であると考えております。

その上で、町長部局といたしましても、多様な町民の皆様の声を町政に反映することは極めて重要であるとの考えから、私自身、町政懇談会において各地域を回り、直接住民の皆様の声を伺う機会を設けているほか、地域行事や各種団体との意見交換など、できる限り幅広い声を聞くように努めているところでございます。

今後、女性議会や高齢者の皆様を含めた模擬議会などについて、議会においてそのような機運やお考えがあれば、町長部局としましても関係課との調整、情報提供、参加者募集への協力など、必要な協力、連携はしっかりと行ってまいりたいと考えております。

引き続き、議会と町長部局が互いに協力をしながら、多様な町民の皆様の声を町政に反映できる仕組みづくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

すばらしい答弁をいただきましたが、これ私、今回何で質問させてもらうかというたら、今も町長が言われたとおり、執行機関は行政側なんよね。子ども議会というんは、あれは20年にはならんけど19年か18年前に松前町がやって、愛媛県で最初やったんかな、ほで新聞にも結構載せていただいて、そのときは行政が主体でやっていただいて、ほで、それからあんまり僕は反響がよかったんで、もう一回してくれんかということで、そのときの教育長に言うたら、いやもう学校部局が負担が大きいと、校長会なんかが。それはもう今回だけにしてくれということで、ほで、ここ最近、議会で子ども議会をやろうということでやっているんですけど、それはそれとして。

取りあえず、子どもを大切にするんも分かって、一番最初は医療費の無料化、町長がやってくれた給食費無料、今度はスポーツパークかね、それもできる予定なんやろうけどね、ほたら高齢者から結構言われるんが、村井さん、あんた子どもばかりして、あんた年寄りのこと何にも考えてくれてないんか、ほで、高齢者は本当に多種多様な悩み事があるんですよ。

子ども議会というんは、子どもの要望を聞くような場所で、この高齢者、議会にせんでもええんです、会でもええんやけど、高齢者はかなり多種多様な悩み事が多い。ほで、僕も福祉課ですか、結構御無理を言うていろんな人を助けていただいとんやけど、もう本当に高齢者のほうが悩みが多いんよ。

今回、この間もテレビで出たデマンドタクシー、高齢者に優しいんかなとは思うんやけど、それだけじゃない悩みをいっぱい持つとる人がおるんで、そういう町政懇談会もいいんですけど、町政懇談会となるとその部落の役員さんだけよね、大体来るんが。一般の参加はないんよね。そういうようなところで、一般参加の女性や高齢者の声を聞いていただいて、役員さんだけじゃなくって、多分一部の役員さんだけになるんよね、町政懇談会というんは。じゃけ、もっと言いたいこともいっぱいある女性もおられるし高齢者もおるんで、そういうふうな小っちゃい声から聞いていただきたいなというんで、今回は質問させてもらったんですけど。

高齢者は今、年金もちよいちよい下がりようらいね。そんな悩みから病気の悩みからいろいろあるんで、この議会とかという格式張ったもんじゃなくってもええんで、何か老人会みたいなところで高齢者の声を聞くとか、女性議会やったら参加者を募って丸いテーブルを囲ってやるとか、そういうようなことをやっていただきたいんやけど、そこらはどんなですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 非常に建設的な御意見を誠にありがとうございます。

多様な悩みを抱えられている高齢者の皆様がが多いことは、重要な課題であると認識をしているところでございます。村井議員も御存じのとおり、町としても、少子・高齢化時代ですので、少子化対策と併せて高齢者の皆様への支援も行っているところで、そのために予算を計上して議員の皆様にご賛同をいただき、様々な取組を実施させていただいております。

例えば、補聴器の補助も開始をさせていただきました。乗合タクシー、デマンドタクシーもそうです。今年12月には、高齢者福祉施設も誘致が決定し、12月には完成する予定でございます。やはり増え続ける高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境というのもつくっていくというのは、行政の重要な役割であると思います。と同時に、やはり子どもが減っている現状には目をそらはなりませんので、若い世代に松前町に定住していただく、そして子どもを安心して産み育てていただく、この両面が非常に重要ではないかということで、いろんな取組を予算に計上させていただいて、そして議会の皆様にご賛同をいただき執行させていただいているのが現状であるところでございます。

そして、声を聞く場ということでございますので、やはり議会となると確かにハードルが上がると思います。この議場に来るのも、例えば若いお母さん方であれば日中はほとんど仕事をしています。恐らく、多分女性議会を開いたとしても、参加できる方というのは限られていると思います。また、高齢者の皆様におかれましては、ここまで来るのがちょっと無理だよ、難しいよという方が多いんじゃないかなと思います。その上で、やはり地元に出向いて行って、土曜日や日曜日、もしくは平日でも夜皆様が集まりやすい時間帯などにそういった意見を聞く場というのは非常に重要ではないかと思います。

確かに、町政懇談会となるとやはり各部落、大字の役員の皆様が主となってきます。僕も同じように、たくさんの皆さんに町政懇談会に参加していただきたいという思いで開催はしているものの、なかなかそうになってない実態もございます。去年から、そういった事態もあったので、町政懇談会という格式張ったものではなくて、例えば盆踊りですとか運動会とか、そういったものでも併せて実施をして、そこに来ている方々と一緒に話しますよという形で開催をさせていただきます。

そうすると、やっぱり地域行事になると、運動会とかいろいろな地域行事というのは老人クラブの総会であるとか、そういったところになるとたくさんの皆さんがいらっしゃるの、日頃感じていることを話していただきます。そうして生まれたものも実際にございます。それは補聴器であったり、带状疱疹ワクチンの補助もそうなんですけど、そういった場面で皆様からいただいた声を形にしたものでございます。

そして、乗合タクシー、デマンドタクシーも同じく、やはり松前町、小さいといえど横に広い町でございます。横に行くと7キロあります。端々から、例えばエミフルに行きたい、病院に行きたいという場合に本当に足がない、ごみ出しするんもしんどくなったんよ

という声がたくさん出てきたので、今回乗合タクシー、デマンドタクシーも開始することにいたしました。

それから、高齢者福祉施設も12月に完成しますけども、これについても、町内にできたらおりたかったんやけど入れんくて、お母さんが、お父さんが町外の施設に入らないかんかったんよという息子さん方の声、娘さん方の声を聞いて、もう一度高齢者の数を見直して、町内にもう一施設つくろうということで、皆さんに御理解をいただいて、今完成に向けて進めているところでございます。

様々な意見を聞く場というのは、本当に大切なことだと思います。子どもたちの主権者教育も重要ですけども、私自身もいろいろなところに出向いていただかせて、いろんな声を町政に反映していきたいと思ってます。

同時に、議員の皆様にもお願いしたいのは、議員の皆様も、不可分一体の行政でございます。どうか皆様もそれぞれの地域を持たれてると思います。支援者の方々がおられると思います。そういった方々の声を日々聞いていただいて、議会の場じゃなくてもいいです。ふだんの各種いろんな窓口がございます。そこにどうか届けていただけたらと思います。これからは議会とは両輪として松前町をさらに発展させていけるように努力してまいりますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 町長には、優しいお言葉ありがとうございました。

でも、女性議会になると、年齢関係なく女性の方は参加できるんよね。ほな、今日傍聴に来られとる人はほぼほぼ女性の方が多くて、その女性の意見をやっぱり聞く場も設けていただいて、今日なんか来ていただいとる人、28名ぐらいおられるんやけど、やっぱりこの町行政に関心があるんよね。今日、傍聴に来ておられる方、ほぼほぼ女性なんやけど、そういうふうな声をまた別の場で聞いて、ここで傍聴するだけじゃないんで、いや私はこんなんよとかという、ちょっと軽い場、議会とかじゃなくってみんなが参加できよい場を設けていただきたいなということで、今回は質問をさせていただきました。

これで私の質問は終わります。

○議長（住田英次） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 10番、公明党、影岡俊範。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1問目は、省エネ基準引上げによるエアコン2027年問題について、次のことについて御説明いただきたいと思います。

エアコン2027年度問題とは何なのか、これは何に起因するものなのか。

2つ目、国及び地方行政での政策対応措置はあるのかということについてお尋ねいたし

ます。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） それでは、省エネ基準引上げによるエアコン2027年問題についてお答えいたします。

いわゆるエアコン2027年問題とは、家庭用エアコンについて、国の省エネ基準が引き上げられるに伴い、令和9年、すなわち2027年以降、市場に流通するエアコンの省エネ性能がより高い水準へ移行していくことを指して使われている言葉です。

これは、省エネ法に基づくトップランナー制度によるもので、国は製造事業者等に対して、将来的な目標年度までにエネルギー消費効率の高い製品水準を達成するよう求めています。資源エネルギー庁も、2027年4月から、家庭用エアコンの新たな省エネ基準が始まることを周知しています。

この制度は、町民の皆様が現在使用しているエアコンを直ちに使えなくするものではありません。また、特定の家庭に買換えを義務づけるものでもありません。

一方で、省エネ性能の高い機種への移行が進むことで、今後、比較的安価な機種の選択肢が少なくなる、あるいは購入価格が上昇する可能性があるとは指摘されています。これが、一般に2027年問題と呼ばれている背景です。

国の対応といたしましては、省エネ性能表示制度による情報提供、トップランナー制度による製品性能の底上げ、また脱炭素、省エネの観点からの普及啓発が中心となります。

現時点で、全ての家庭を対象にした全国一律のエアコン買替え補助制度が恒久的に設けられているものではありませんが、国の交付金等を活用し、自治体ごとに省エネ家電購入支援を実施している例はあります。

本町におきましても、町民生活の影響を踏まえ、今年5月に成立した国の重点支援地方交付金を活用して、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン、電気冷蔵庫、テレビ、LED照明器具への買換えに対する補助制度の導入に向けて準備を進めているところであり、本定例会最終日に関係予算を提案させていただく予定です。

このほか、エアコン2027年問題には正確な情報提供が重要であると考えています。特に、2027年以降は今のエアコンが使えなくなるといった誤解や不安をあおるような販売勧誘には注意が必要です。

消費生活相談の観点から、悪質な訪問販売や過度な買換え勧誘への注意喚起を行うとともに、必要に応じて国、県の制度や支援情報を町民の皆様に分かりやすく周知してまいります。

また、エアコンは夏場の熱中症対策にも直結する生活必需品です。高齢者世帯や子育て

世帯にとっても重要な設備であることから、国、県の動向を注視しながら、必要な情報提供と相談対応に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） この問題について、非常に丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

この質問をさせていただいたのは、この御説明のように、基本的にはこれは国連であったりSDGs、あるいは脱炭素、カーボンニュートラルとかというふうなところから国が設定した目標に対して、国がそれを達成しようということで行われるものでありますので、これが最終的に個人に負担を強いるものであれば、これは私としては強いるものであってはいけないという考え方から質問をさせていただいたのと、それに対して国はどれだけ責任持ってやっているのか、それに関わる行政はどういう対応をしているのかという疑問もありましたので、質問させていただきました。

お答えの中に、全て返答があったと思いますので、改めて質問はございません。

いわゆる補助金、交付金ということについては、いわゆるその販売業者が、これは申請制度だからっていうことできっちり顧客に案内する体制を徹底することも必要ではないかと思います。交付金、このあたりは申請制度というふうに私は理解してるんで、申請しない限りそれをもらえないということ、やっぱり個人は理解してない部分もあると思いますから、売るサイドからやはりこういう制度があるんですよということを徹底できるような体制もお願いしたいと思います。その点、よろしくお願いいたします。

続きまして、次は学校教育の構造的な問題としてについてです。

教員の成り手不足問題について、まず一つ。

学校現場における教員の成り手不足及び教員不足は、現在も非常に深刻な状況が続いております。教員不足の最新の現状について御説明いただきたい。また、教員不足の主要因は何だと考えられるのか、それらの要因に国や自治体における対策はどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

関連した質問として、教科担任制やチーム担任制について質問させていただきます。

前述の問題と異なりますが、教科担任制やチーム担任制は、現職教員の離職を防ぐ及び限られた人員で学校を回すための極めて有効な防衛策、緩和策になり得るのではないかと考えますが、さらにまたチーム担任制は新人教員のサポート制度となり得ると私は思うんですが、当町の考え方を伺いいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） 教員の成り手不足や教員不足についてお答えします。

教員の成り手不足や教員不足については、全国的に深刻な課題となっており、文部科学省が公示した令和7年度教師不足に関する実態調査では、令和7年5月1日時点で、全国の公立学校において、配置予定数に対して実際に配置できていない教師不足数は3,827人で、そのうち小学校は1,699人、中学校は1,031人、不足率は全体で0.45%となっています。

また、文部科学省が公表した令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況では、全体の採用倍率は2.9倍で過去最低となっています。本町においても、病気休暇等、年度途中の代替教員が不足している状況があります。

教員不足の主な原因としては、教員が多い年代の退職時期になってきたこと、学校現場の長時間勤務や業務負担の大きさなどによる教員志望者の減少、特別な支援を必要とする児童生徒への対応の増加、産休等に伴う代替教員の確保困難など、複数の要因が重なっていると考えられます。

これらの課題に対して、国においては、学校における働き方改革、学校補助員の配置、部活動の地域展開、小学校における教科担任制の推進、教員採用試験の早期化や処遇改善など様々な取組が進められており、本町としても学校現場における働き方改革の推進や教員の負担軽減に努めています。

また、教員の年度途中の休職や産休等に対応するため、元教員に声かけをするなど、代替教員の確保に努めております。

次に、教科担任制及びチーム担任制についてお答えします。

教科担任制は、特に小学校高学年では専門性の高い授業を質高く実施できること、担任の負担が分散できることから、教育上有効な取組であると考えています。

現在、町内全ての小学校で理科と音楽、松前小学校では外国語、体育について先行導入をしています。

チーム担任制は、複数の教員で児童生徒を見守ることで、いじめや不登校の早期発見に気づきやすく、教員側にとっても、担任業務を分担でき、安定した学校経営につながります。

また、議員御指摘のとおり、若手教員にとっては経験ある教員とチームを組むことで孤立化を防ぎ、早期離職の防止にもつながるものと考えます。

一方、教員間の連携不足や情報共有の負担、固定担任でないことによる児童生徒との関係性の希薄化などのデメリットもあります。

教科担任制やチーム担任制は、学校規模や教職員数によって実施のしやすさに差があり、県費負担教職員の配置とも密接に関係するため、県教育委員会との連携が不可欠です。

本町としては、教科担任制やチーム担任制を人員不足の対策としてではなく、教員の働

き方改革と教育の質の向上を両立させるための重要な選択肢と捉え、県教育委員会と連携して検討してまいります。

本町としましても、子どもたちの学びを守り、先生方が誇りとやりがいを持って働き続けられる環境づくりに向けて、県教育委員会と連携しながら、現場に寄り添った取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

私、この質問をする考え方としては、最終結論を申し上げましたら、教員が足りない、教員が足りないから募集をかける、国もいろいろ施策を打ち出す。だけれども、問題は新しく新任の教員が歩留りが悪いことを改善するということが、もう一つ一步一步取り入れたものを歩留り高くして教員を定着させるという方法のことが、本当はもう大変に重要なことではないかというふうに思い、質問させていただきました。

そういった意味で、チーム担任制、私これについて、この制度について詳しいわけではありませんので、この制度においていかなる効果があるのか、実質現場で携わっている方の教員の方々にその意見を聞きたいなということで質問をさせていただきました。

これで一つ確認なんです、チーム担任制にすることによって教員数とかそのあたりは具体的に教員数を増やす必要があるのか、そうではないのか、そのあたり一つ、松前町においてどういうことになるのか、一つ質問させていただきます。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 実は、昨年度、町の教育委員さん方と徳島のほうでチーム担任制の視察もしてまいりました。愛媛県が今年度からチーム担任制と専科制のモデル校を中予で1校ずつつくっております。その学校につきましては、チーム担任制はその該当学年で1名教員を増やすというモデルをつくっておるようです。全体的には、チーム担任制をすることによって、多少教員の数が増えてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） そういうモデルというか、そういうことも実証実験というんですか、実施されているということですが、松前町としてはその結果を見てそれを採用しようとするのか。これは県の考え方に左右されると思うんですが、松前町として積極的に取り組んでいくべきだと思われているのかどうか、その点について伺いたいのでしょうか。

○議長（住田英次） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 現在、チーム担任制も、実は校長会等で議論はしたこともござい

ます。教科担任制についても話しておるんですが、小学校の校長の話では、教科担任制をできれば小学校で拡大、特に小学校の５、６年生あたりで教科担任制を拡大していきたいと。

先ほど申しましたように、松前小学校に今年体育の専科教員の配置もありました。これは、県の教育委員会との連携も必要になってくるので、松前町だけでやるというのはなかなか厳しいんですけれども、そういう教科担任制を進めていきたいなということは現在議論をしております。

チーム担任制につきましては、いろいろ先ほど申しましたメリットもあればデメリットもあって、ちょっとこれは地域の方、保護者の方の御意見等も伺いながら進めていくようになるのではないかと。また、モデル校の様子なども見ながら進めていくようになると思いますが、これにつきましても教員数が必要ですので、県教育委員会との連携が必要になってくると考えております。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 最終的には、結論としまして、とにかく教員不足解消も必要ですが、歩留りを高めるということも大変必要なことかと思います。それによって教育の内容を充実していく、児童の教育レベルもアップしていくというふうな考え方で、何がいいのかということについて、引き続きいろんな制度を検討していただいて、教育の町松前、このレベルをアップしていく方向でいろいろと模索していただいて、検討していただいて、実行していただけたらと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

2 番池内邦仁議員。

○2 番（池内邦仁議員） 議席番号2番、池内邦仁です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

件名は、農業振興についてです。

前回の一般質問で、小規模農業従事者の補助等について質問いたしましたが、そのときの回答では、延命型の支援より将来を見据えた政策がより重要とのことでした。

2025年6月30日に更新された松前町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン、これにおいても、野菜類など高収益作物への作付を拡大し、水田の有効活用を推進することにより農家所得の向上を図る、二毛作を支援する、ビジョンに基づき経営所得安定対策における

産地交付金の交付を行うなど、多彩な施策が各方面と協力して進んでると考えます。

そこで、今回このビジョンで公表された内容及びデータで気になった以下の点について御回答願います。

初めに、高収益作物についてです。

高収益作物は、徐々に作付面積を増やしてきていますが、米、麦の作付面積が変化ないというデータがあります。そうすると、今まで耕作放棄地だった土地が野菜などの栽培に活用されたと考えていいのでしょうか。耕作放棄地を整備するための初期費用は随分必要だと思いますが、今後も高収益作物の作付面積を増やすために、このようなことも考慮し、町としてどのような補助、あるいは対策を行っていくつもりなのか、お答え願います。

次に、主食用米の取組方針の中で、規模拡大が容易な省力化技術、作業機械の共同利用とありますが、前回の質問でも、作業機械の更新が農業継続の足かせになっていることがあるということを考えると、この共同利用などは非常に有効な手段だと考えますが、具体的にどのようなことを想定されているのか、その場合補助等の規定はあるのでしょうか、についてお答え願います。

最後に、強化ビジョンに向けた所得向上の取組で、町としては基幹作物を対象とした地域振興作物等補助や地域振興作物等担い手補助、麦に関する担い手麦二毛作補助などのほか、町独自に取組を考えている施策はありますか。

また、所得向上のため、産直コーナーの拡大など、多彩な販売ルートを確保するとあります。現在、エミフル内のまさき村をはじめ生協、スーパーなどの産直コーナーにおいて松前町産の農作物を目にすることがありますが、多彩な販売ルートとは具体的には何を行っていく計画なのでしょうか。

以上、3点についてお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） それでは、農業振興についてお答えいたします。

本町の農業振興の基本的な考え方は、3月定例会の一般質問でもお答えしたとおり、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、資材価格の高騰など、大きく変化しております。

こうした中で、本町の農業を将来にわたって持続可能なものにしていくためには、農地の集約化、担い手への利用集積、省力化技術の導入、高収益作物への転換などにより、少ない人数でも安定して収益を確保できる農業へ転換していくことが重要であると考えております。

そのため、松前町農業再生協議会が策定した水田収益力強化ビジョンに基づき、町、J

A、農業委員会、認定農業者などと連携しながら、水田の有効利用と農家所得の向上に取り組んでいるところです。

まず1点目の、耕作放棄地の活用と高収益作物の作付面積拡大についてお答えいたします。

水田収益力強化ビジョンでは、枝豆や里芋など8つの地域振興作物などを高収益作物として位置づけ、作付面積の拡大を目指しております。議員御指摘のとおり、高収益作物の作付面積は徐々に増加しておりますが、これをもって直ちに耕作放棄地が大きく活用されてきていると断定することはできません。

水田収益力強化ビジョンの米と麦の作付面積については、作付状況や需給の見通しにより設定がなされており、高収益作物の作付については、適地適作を前提に、国の経営所得安定対策における産地交付金を活用し、水稻からの転作を推進しています。

よって、高収益作物の増加は、水田からの作付転換が主な要因となっておりますが、こうした取組が将来的には耕作放棄地の解消や発生防止、または優良農地の維持へつながるものと期待しています。

今後の作付拡大に向けた対応については、地域の現状や現場のニーズに即した効果的な産地交付金メニューの見直しを、担い手農家や農協などの関係機関と連携し、検討していく考えであります。効果的な産地交付金メニューを設定することで、高収益作物のさらなる作付拡大へつなげていきたいと考えております。

2点目の、省力化技術、作業機械の共同利用についてお答えいたします。

水田収益力強化ビジョンにおける共同利用とは、例えば田植機、コンバイン、乾燥調製機械、ドローン等の防除機械、育苗施設、集出荷施設などを個々の農家がそれぞれ所有するのではなく、担い手や集落営農組織、JAなどを通じて共同で利用することにより、農業機械に係る負担を軽減し、生産コストの低減を図ることを想定しております。

特に、今後は農業従事者の減少が見込まれることから、個々の農家が機械を所有して農業を続ける形だけでは限界があります。農地の集約化、作業受委託、集落営農組織や農業法人による共同利用を進めることで、少ない人数でも効率的に農地を管理し、収益を確保できる体制をつくることが重要であります。

本町では、補助等の支援として、地域農業の維持発展に向けた農地集積や作業の効率化、そして農家負担の軽減を図るため、担い手を対象とした機械導入補助事業等の積極的な活用を推進しております。集落営農組織などが活用することで、機械の共同利用や効率的な営農体制の構築が可能になるものと考えております。

3点目の、多彩な販売ルートの確保についてお答えいたします。

農家所得の向上を図るためには、質の高い農産物が消費者の皆様へ適正な価格で届けられるよう、身近な地産地消ルートから広域流通に至るまで、多彩な販売ルートを構築、確

保していくことが重要であると認識しております。

現在の取組としては、里芋の愛媛県育成品種、媛かぐやの産地育成推進会議にも本町も構成員として参画しております。この媛かぐやは、本町が中予地区の生産の中核となっており、これまでも関西圏をはじめとした広域的な市場への売り込みや加工食品の開発など、販路の開拓とブランド化を推進しております。

さらに、地域内の付加価値を高めるため、学校給食や町内イベントでの活用、ふるさと納税返礼品としての展開など、付加価値向上の取組について検討してまいります。

農家所得を向上させるためには、作るだけでなく、売る力を高めることが不可欠であります。

今後も、生産者、J A、商工関係者、観光物産関係者などと連携し、松前町農産物の価値を高め、安定して稼げる農業への転換を進めてまいります。

結びに、本町の農業を守るためには、現状を維持するだけではなく、将来を見据えて農業の構造を変えていく必要があります。水田の有効利用、高収益作物の導入、農地の集約化、機械の共同利用、販路の多様化を一体的に進め、若い世代や意欲ある担い手が農業に希望を持てる環境づくりに取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） どうもありがとうございました。

今の話の中で、具体的に補助がこんなにありますよとかという話はなかったんですけども、機械の共同利用の中で、集落営農、これが非常に有効な手段であるようなことのお話がありました。松前町で実際成功しているようなところはあるのでしょうか。あったら教えていただきたいんですが。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） 集落営農組織でございますが、町で把握している限り、現在補助を利用して営農されている団体が2団体ございます。

以上になります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 今2団体ということで、これがどんどん増えていけばいいんじゃないかなとは思いますが。

先日、ある町では、農家支援として物価高騰重点支援地方交付金を活用した種苗、肥料、燃料といった6項目について価格上昇分を補助するとして予算計上されたとの報道がありました。対象は、確定申告している個人、法人とのことですが、その申告の方法はどうかと今思いを巡らせています。

前回の一般質問でも私は話しましたが、例えば農地中間管理機構のデータを活用し

て、耕作面積により物価高騰を支援していくといった松前町独自の支援があってもいいんじゃないかなというふうに考えます。その場合、確定申告などのデータもフル活用して申請の手間が省けるシステム、これについても考えていく必要があるんじゃないかなと思っています。

本町におきましては、チームワークシティまさきプロジェクトの取組が始まったようですけども、コンセプトとして各所とのデータの共有、これがあると思います。各所で必要なデータをしっかり共有することで申請の助成を行うような、例えばさきの農家支援の6項目であれば、種苗購入のデータがありますよと、肥料購入のデータがありますよと、燃料購入のデータがありますよと、そういうデータを各所で共有し、各申請で同じようなデータを何度も提出することがないように、ストレスフリーな申請ができるようにするといったような考えを今後持っていく必要があるんじゃないかなと私も考えています。

現在、松前町では、農家戸数が自給的農家戸数も含めて850戸余り、そのうち認定農業者数は81戸という状況です。地理的にも恵まれた松前町の農業が、よりよい形で継続、継承されるよう、引き続き様々な対応を考えていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時6分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

6月22日（第3号）

令和8年第2回松前町議会定例会会議録

令和8年6月22日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松 知之	2番 池内 邦仁	3番 池田 幸子
4番 西村 元一	5番 渡部 恵美	6番 曾我部 秀司
7番 住田 英次	8番 田中 周作	9番 城村 トキ子
10番 影岡 俊範	11番 稲田 輝宏	12番 村井 慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤 博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	平 村 展 章
保健福祉部長	金 子 貴 徳
産業建設部長	山 田 善 仁
出 納 局 長	住 田 俊 哉
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	大 西 雅 弘
財 政 課 長	中 村 明 博
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	林 亮
健康課長	森内 美奈子
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	松本 聡
学校教育課長	山本 康誓
社会教育課長	渡部 直樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和 8 年第 2 回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 3

	令和 8 年 6 月 22 日 (月)	午前 10 時 00 分	開議
日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	議案第 31 号 松前町税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第 3	議案第 32 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第 4	議案第 34 号 R 6 - 8 雨対第 1 号 - 1 筒井地区雨水貯留施設整備工事変更 請負契約の締結について		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第 5	議案第 35 号 松前町第 3 分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結に ついて		
上程	委員長報告 (総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第 6	議案第 50 号 令和 8 年度松前町一般会計補正予算 (第 1 号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑 討論	採決
日程第 7	議案第 51 号 令和 8 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑 討論	採決
日程第 8	議案第 52 号 令和 8 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑 討論	採決
日程第 9	議案第 53 号 令和 8 年度松前町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)		
上程	委員長報告 (予算決算)	質疑 討論	採決
追加日程第 1	議案第 54 号 令和 8 年度松前町一般会計補正予算 (第 2 号)		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第 10	議員派遣の件		
	閉 議		
	町長挨拶		
	閉 会		

午前10時0分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第31号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第31号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第31号松前町税条例の一部を改正する条例です。

去る6月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第31号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第31号は、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、固定資産税の免税点の見直し等を行うため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第3、議案第32号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 議案第32号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

去る6月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第32号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第32号は、国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額を定めるため及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において、子ども・子育て支援納付金による増税とのことだが、どのぐらいの増税になるのかとの質疑があり、1人当たり年間平均2,451円の増税になるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険税は助け合いのための制度と認識していたが、子どものいない家庭の負担が増えるのではないかと質疑があり、確かに社会保険制度は助け合いの制度である。急速な少子化は社会保険制度の基盤を揺るがす深刻な課題であり、将来にわたり制度を持続させるためには、子どもたちを健やかに育み、次世代の担い手を確保していかなければならない。そのため、社会全体で負担を分かち合い、その結果、将来的に社会全体が恩恵を受けることができるという趣旨で国が創設した制度であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第34号 R6－8雨対第1号－1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更
請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第4、議案第34号R6－8雨対第1号－1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第34号R6－8雨対第1号－1筒井地区雨水貯留施設整備工事変更請負契約の締結について。

去る6月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第34号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第34号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

審査において、水路改修工事の一部区間において施工機械の設置スペースが確保できないことから現行設計の施工方法による施工が困難であり、工期内完成が困難になったとあるが、工期が遅れることについて住民への説明を行うのかとの質疑があり、今後の工事日程が決まり次第、速やかに住民には説明するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第35号 松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第5、議案第35号松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 議案第35号松前町第3分団消防詰所新築建築主体工事請負契約の締結について。

去る6月9日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第35号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第35号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

審査において、入札に参加した業者が少ないようであるが、入札参加の条件が厳しいのではないか、また競争の原理は機能しているのかとの質疑があり、入札に当たっては、入札条件を設定する委員会において、少なくとも8者の町内業者と準町内業者が参加できるように条件を設定し公告を行った結果、2者から応札があったもので、指名競争入札と違い、2者を限定したものではない。入札の参加条件には、業者の経営規模や技術力を客観的に評価した格付がある。工事の品質確保のためには適切な格付の業者が参加する必要がある、単純に参加条件を引き下げるということは適當ではないと考えているとの答弁がありました。

次に、消防詰所の工事は9か所中6か所になると思うが、設計図書等は今までのものを生かしたものになっているのかとの質疑があり、構造はこれまでの設計を踏襲し、現在までに建築した5分団とほぼ同じ規格であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第50号 令和8年度松前町一般会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第51号 令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第52号 令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第53号 令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第50号令和8年度松前町一般会計補正予算第1号、日程第7、議案第51号令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号、日程第8、議案第52号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第9、議案第53号令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号の4件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長田中周作議員。

○予算決算常任委員長（田中周作議員） 去る6月9日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第50号から議案第53号までについて、審査内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第50号令和8年度松前町一般会計補正予算第1号は、4億7,879万6,000円を追加し、総額を141億6,616万5,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、庁舎管理として、議場改修工事請負費の財源は7,590万円のうち5,690万円が地方債、残り1,900万円が公共施設維持管理基金からの繰入金とあるが、基金繰入金を1,900万円とした根拠は何かとの質疑があり、予定している地方債の充当率が75%であるため、一般財源で負担することとなる残りの25%を基金から繰入れしているとの答弁がありました。

また、議場整備は改修、委員会室の設備は新設であると思うのだが、公共施設維持管理基金からの繰入れは可能なのか。公共施設維持管理基金条例に基金の使い道を明記し運用しているのかとの質疑があり、今回の改修は、議場と委員会室を一体的な設備の更新と位置づけており、公共施設維持管理基金条例の第1条にある行政財産として管理する建物の維持管理及び更新に要する経費に当たると解釈しているとの答弁がありました。

委員からは、庁舎管理については、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に進めてほしい。条例だけではなく規則や要綱を定め、弾力的な対応ができるよう考えてはどうかとの意見もありました。

次に、コミュニティバスの利用者数の目標が高いようだが積算根拠はとの質疑があり、令和7年度の実績はおおむね2万5,000人である。実現可能な範囲であると考えているとの答弁がありました。

次に、今回導入する交通DX導入とは具体的にどのようなものかとの質疑があり、国土交通省が推奨する位置情報アプリであり、スマホを通じてバスの位置情報が確認でき、待ち時間の把握が可能になるものである、現在は位置情報の確認だけで進めているが、最終的には待ち時間の通知までを視野に事業を進めたいとの答弁がありました。

また、交通DX導入により、コミュニティバスの需要の少ない時間帯をデマンドタクシーに切り替えることはできないのかとの質疑があり、今後、年間を通しての実績等を確認した段階で、適正なバス利用やダイヤの見直しに着手したいと考えている。デマンドタクシーは町内を1台の車両で対応しており、台数についてはタクシー事業者に支障のない範囲とする必要がある。年間の利用実績を見て、コミュニティバスとデマンドタクシーの運行について、交通モードの最適化と町民の利便性向上を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業について、宝くじ一般コミュニティ助成事業で採択されなかった地域への対応と申請の優先順位基準について質疑があり、採択されなかった地域も次年度引き続き申請を上げていただくよう案内している。優先順位は、一般コミュニティ助成事業のみの申請か、今までの採択実績は何回か、継続申請の状況はどうか、申請備品は新設のものが多いか、更新のものが多いか、過去の採択年度はいつか等の5つの要素を加味して決めている。申請が上がった地域は、優先基準により申請順位をつけ、全て自治総合センターに申請を上げているとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、まちづくり課所管事業の債務負担行為の詳細について質疑があり、令和8年度に実施設計の一部として2,100万円を予定しており、令和9年度が4億2,100万円、令和10年度には3億5,800万円で合計8億円である。詳細な内容は、実施設計が令和8年度及び令和9年度に4,200万円、社会実験支援業務が令和9年度及び令和10年度に500万円、工事監理が令和9年度及び令和10年度に900万円、建築工事が令和9年度及び令和10年度に2億4,200万円、土木、公園工事が令和9年度及び令和10年度に5億円、周辺道路工事が令和10年度に200万円であるとの答弁がありました。

次に、幹線町道整備事業と松前駅周辺地区都市再生整備事業の社会資本整備総合交付金補助率が当初予算よりも低くなっている理由は何かとの質疑があり、補助率が低くなったわけではなく、内示率が低かったため補助率が低く見えるだけであり、変更はないとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、最新版の知能検査キットを購入するが、使用管理はどうしているのかとの質疑があり、保護者からの申出でも、学校の判断でも、学校生活で支援が必要と思われる子どもには、保護者の方とも話した上で検査を行い、その結果を基に教育支援委員会等で就学先を判断するとの答弁がありました。

次に、学校徴収金管理システム導入について、令和9年度から保護者の手数料をなくし、様々なサービスを行うものと認識しているが、学校現場の先生方の要望は聞いているのかとの質疑があり、金額に限度はあるが、学校の先生方の希望を入念に聞き、必要な機能をより便利に利用できるようにしており、最大限、現場の先生方の都合や便利さを考えた上で検討しているとの答弁がありました。

委員からは、システムの機能について資料を求める意見がありました。

次に、教育支援センター整備工事費の中にICT関係の整備費を盛り込み、より補助率の高い補助金を受けることは検討したのかとの質疑があり、ICTの整備についての補助金は、確認したところ対象となるものはなかったとの答弁がありました。

次に、GIGAスクール事業で電子黒板機能付プロジェクターを各校2台購入するが、利用が重なった場合はどうするのかとの質疑があり、学校内で調整するとの答弁がありました。

また、学校内の調整で利用できない場合は公平性を欠くのではないかとの質疑もあり、今回の電子黒板導入は試験的な意味合いもあり、学校の先生方に使っていただいて、授業等でどうことができるのか、効果があるのかということを見ていく。できれば全教室に導入したいが、相当な高額の費用が必要になる。今回、寄附金を充てさせていただけるということで導入したいと考えた。効果を検証して、今後増設に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

委員からは、効果をしっかり検証し、段階的に増設するというような計画もしっかり持ち、不公平感が出ないようにしてほしいとの意見がありました。

また、G I G Aスクール事業について、国からの交付金や補助金の活用は見込めないのかとの質疑もあり、G I G Aスクール事業開始当初は補助金もあったが、現状一通りの事業は進んでおり、新たな導入に該当する補助金はないとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、公費医療費助成オンライン資格確認の導入に伴うシステム改修のデメリットについての質疑があり、国からは特段デメリットの提示はないが、費用負担が発生する点と、マイナ保険証が完全に普及しない限り紙の受給者証が廃止されない点についてはデメリットと認識しているとの答弁がありました。

また、システム改修後、行政側の職員の事務負担が増大する懸念があるが、管理職として現状をどのように認識しているのかとの質疑があり、事務負担の増加については懸念している。しかし、国費を活用してシステム改修を行えるのは現時点がぎりぎりのタイミングであり、財政的なメリットを受けられる間にシステム改修等を実施して、準備を整えたい。その後の運用については、事務負担の増加に気をつけながら運用していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、データ項目の整理や職員研修等で、システム導入に伴う事務負担の増大が懸念される、管理職として現状を十分把握した上で事業を進めてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第51号令和8年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は395万1,000円を追加するもので、これは人事異動に伴う人件費の補正に係るものです。また、歳入予算においては、子ども・子育て支援金分現年度分等の計上に伴い、繰越金を同額減額するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第52号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、

審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は34万3,000円を減額するもので、これは人事異動に伴う人件費の補正及び退職手当負担金の精算に係るものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第53号令和8年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定を1,054万4,000円追加し、介護サービス事業勘定を5万4,000円追加するもので、これは人事異動に伴う人件費等の補正及び退職手当負担金の精算、介護保険法改正によるシステム改修委託料に係るものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第50号から議案第53号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第50号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第51号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第52号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第53号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告により可決されました。

お諮りします。

ただいま田中浩介町長から議案第54号の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 議案第54号 令和8年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 追加日程第1、議案第54号令和8年度松前町一般会計補正予算第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 追加議案書予算の3ページをお開きください。

議案第54号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和8年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万5,000円を追加し、総額を141億7,872万円とするものです。

なお、補正予算の財源としましては、国庫支出金が1,229万1,000円の増、一般財源が26万4,000円の増となっております。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） それでは、議案第54号について補足して御説明をいたします。

追加議案書16、17ページ、参考資料は3ページです。

参考資料で御説明いたしますので、参考資料3ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、省エネ家電買換え支援事業です。

本事業は、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を目的とし、省エネ性能の高いエアコン、電気冷蔵庫、テレビ、LED照明器具への買換えを行う住民の皆様を対象に、省エネ家電購入費の2分の1、上限5万円を補助するための費用

です。

事業内訳は、補助金1,250万円、通信運搬費5万5,000円、合計1,255万5,000円です。

財源内訳は、国の重点支援地方交付金1,229万1,000円、一般財源26万4,000円です。

以上で議案第54号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 今回ですね、これかなり優位な補助金もろとんですけどね、これ、あの周知、こういうふうな補助金の制度を周知を町民全体にやっていただきたいんですよ。この周知の仕方とですね、もういっちょ聞きたいんですが、これ1,200万円やけど、オーバーしてしまうような申請があった場合は、その費用というんは出てくるんですかね。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 御質問ありがとうございます。

まず周知についてですが、広報紙の回覧それから町のホームページ、公式のLINE等を考えております。それから、町内の家電のところにも課として足を運ばさせていただいて、制度の詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、御質問のありました予算を全て使った段階での次のことということです。

できるだけ、担当課といたしましても御希望に添った、たくさんの方に補助制度を御利用していただきたいんですけども、現状ではやっぱり予算の範囲っていうところがございますので、今回同様に国の交付金等が当事業に活用できる財源がある場合は、再度また考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） じゃあ、今の答弁聞きますとね、この1,200万円がなくなったら国は補助してくれるんかどうかわからんのやけど、早いもん勝ちみたいな感じになってくるのかなと思って、そこらで不公平感が出てくるのかなっちゅうことを思うんですけどね。もう早いもん勝ちで、いや私1か月遅れたけん、これ間に合わなかったというたらちょっと不公平感が出てきますよね。そういう場合の対処の方法みたいなんはお考えがあるんかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 御質問ありがとうございます。

一旦は、この予算の限りのところで補正予算を計上していただいているところで、議員おっしゃるとおり、例えば予算を超えての申請が上がってきた場合の対応なんですけども、

その場合は、ほかの補助事業の予算とも同様になるんですけども、改めて財政とも協議をした上で、どこまでだったら財政措置ができるのかを含めて検討した上で、またこの議場に補正予算として計上していただいて、皆さんと議論をしてまた決定をさせていただけたらと思います。

(12番村井慶太郎議員「分かりました」の声あり)

○議長(住田英次) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

14番加藤博徳議員。

○14番(加藤博徳議員) 支払い方法についてお尋ねしますが、分割払いとしたいといった場合に、例えば10万円のもの買った場合に、補助金を差し引いた残りを分割払いというふうな形が可能なんかどうか。

○議長(住田英次) 渡辺町民課長。

○町民課長(渡辺 司) 支払いについては、事業費、うちの補助金は5万円一括でお支払いをさせていただきます。

○議長(住田英次) 加藤博徳議員。

○14番(加藤博徳議員) ありがとうございます。

残りを分割というのは、業者側と相談すればいいということですね。

○議長(住田英次) 渡辺町民課長。

○町民課長(渡辺 司) 住民さんのお支払いの方法については、うちから、分割であろうが一括であろうが制限することはございません。

以上です。

○議長(住田英次) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第54号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第10 議員派遣の件

○議長（住田英次） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和8年第2回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮をまいります。

さて、来月2日、知事とみんなの愛顔でトークが6年ぶりに松前町で行われます。愛媛県知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見、要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくことを目的に開催しているもので、会議では愛顔あ



ふれる愛媛づくりについて、知事が地域の皆様方と直接お話をします。

この会議で出された意見、提言等が実際に県の施策に反映された事例もあり、本町にとっても、愛媛県と協力して施策を実施できる可能性もあることから、貴重な時間になると考えております。本町で開催される絶好の機会でございますので、会場となる松前町役場に足を運んでいただき、ぜひ傍聴をしていただきたいと思います。なお、傍聴には事前に申込みが必要になりますので、愛媛県にお申込みをいただければと思います。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和8年第2回松前町議会定例会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑